

七尾市新型コロナウイルス等感染症を
踏まえた避難所開設運営マニュアル

令和2年7月作成

七尾市

七尾市新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営マニュアル

令和2年7月
七尾市

1. 目的

新型コロナウイルス感染症が流行している状況で、感染予防や感染拡大防止を図りながら避難所を開設・運営することを目的に、本マニュアルを定める。

本マニュアルは「七尾市避難所運営マニュアル」と併せて活用するものとする。また、石川県作成の感染症対策指針等も参考にして、避難所の運営を行うものとする。

2. 基本的な対策方針

- (1) 避難所の過密（三密）状態防止のための事前対応
- (2) 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
- (3) 避難所スペース及び新たな避難所の確保
- (4) 避難者自身の感染予防対策・感染拡大防止措置への理解と協力依頼
- (5) 感染が疑われる避難者への適切な対応

3. 具体的な対策方法

(1) 避難所の過密（三密）状態防止のための事前対応

- ① 避難所での過密状態を避けるため、自宅が安全な状態と確認できる場合（在宅避難、垂直避難＝2階へ避難するなど）や避難所以外で安全を確保できる場合（親戚や友人の家等への避難）は、なるべく避難所以外での避難を検討していただくよう周知する。
- ② 避難所での過密状態を避けるため、車中泊することも分散避難の一つとして有効な対応であることも周知する。（※避難所隣接の駐車場や安全が確保できる場所）

(2) 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

- ① 避難所の受付では、まず検温及び消毒ブースを設け、避難者に必ず検温と手洗いを周知する。また、避難者に避難者カードと健康状態チェックカードを記入していただき、受付スペースにて健康状態を確認し、受付を行う。
- ② 手洗い及び咳エチケットを避難者に徹底させるため、避難所内の情報掲示板に感染症対策のチラシ等を掲示する。

- ③ 避難所内、特に居住スペースについては十分な換気に努める。
- ④ 居住スペースについては、避難者間の間隔を2m程度確保し、避難者同士は対面とならないようにし、過密を避ける。
- ⑤ 避難者同士が接触しないように動線分けをし、通路の間隔を2m程度確保する。
- ⑥ 避難所受入れ時の他に、適宜避難者の検温を実施し、避難者自身が体調管理表により健康管理を行う。
- ⑦ 避難所の駐車場での中泊におけるエコノミークラス症候群対策として、避難所内の情報掲示板に注意喚起チラシを掲示する。

(3) 避難所スペース及び新たな避難所の確保（長期的な避難が必要になった場合）

- ① 指定避難所におけるスペース確保のため、学校における教室の活用等、避難所として使用できるスペースを最大限拡大するよう努める。
- ② 発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討する。
- ③ 一時避難所として、地区集会所などを活用することについて町会等に協力を求め、その際は避難所同様に感染症予防や感染拡大防止に努めるよう周知する。

(4) 避難者自身の感染予防対策・感染拡大防止措置への理解と協力依頼

- ① 避難する際には、マスク、消毒液、体温計、食料、飲料水などを持参のうえ避難するよう協力をお願いする。
- ② こまめに手洗いするよう周知する。
- ③ トイレの水洗が通常使用できる場合は、必ず蓋を閉じてから流すよう周知する。
- ④ 避難所内では、原則マスク着用とする。マスクがない場合は、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆う。また、吐きや咳が出るときは袖や上着の内側で覆う。
- ⑤ 避難者は、向かい合わせではなく、なるべく背を向けて座ってもらう。
- ⑥ 37.5度以上の熱がある場合、又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、速やかに避難所運営職員等に報告する。
- ⑦ 物品等は、汚れがあるとき、家庭用洗剤等を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。特に、共用スペース（トイレなど）の清掃、消毒を徹底して行う。

(5) 発熱、咳などの症状のある方への適切な対応

- ① 避難者に発熱、咳などの症状が出た場合（感染が疑われる症状になった場合）には、帰国者・接触者相談センターに連絡し、能登中部保健福祉センター（帰国者・接触者相談センター）の指示に従い、対応する。

- ② 避難者に発熱、咳などの症状が出た場合、専用スペースを確保する。専用スペースは、可能な限り個室にするとともに、専用のトイレも確保する。専用スペースが確保できない場合は、可能な限りパーティションで区切る等の工夫をする。動線も一般の避難者とは分け、ゾーニングを図ること。

(6) 濃厚接触者の方への避難誘導

- ① 濃厚接触者の方が避難する場合は、防災対策室と能登中部保健福祉センターと連携をとり、慎重に対応すること。

(7) 感染者が確認されたときの対応

- ① 避難者で感染者が確認された場合は、防災対策室や能登中部保健福祉センター等の指示に従い、移送、隔離、消毒等の対応を行う。
- ② 他の避難者については、その場でとどまり、防災対策室や能登中部保健福祉センター等の指示に従い行動するよう、避難者対応に努める。

※ 能登中部保健福祉センター（帰国者・接触者相談センター）

[電話 0767-53-2482]

※ 七尾市役所 防災対策室

[電話 0767-53-6880]

[別添資料]

- ・ 避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針（石川県 R2.6 作成）
- ・ 七尾市避難所運営マニュアル

《 資料等 》

- 健康状態チェックカード
- 避難所における体調管理表
- 避難者が発熱（体調不良も含む）の症状が出た場合の対応
- 避難所[イメージ図] ※新型コロナウイルス感染症対策
- 長期にわたる避難対応（例）
- 避難所での啓発掲示物

健康状態チェックカード

※下記の項目にご記入をお願いします。

受付番号	令和 年 月 日 ()
	[特記事項]

関係機関と連携を図り、対応することに同意いたします。

※避難所での緊急対応以外に使用いたしません。

ふりがな		生年月日	T・S・H・R 年 月 日
氏名		年齢	(歳)
住所 連絡先[携帯]		性別	男・女
		体温	度 分
		車両番号(車種)	

◆現状について（該当するものに○）

1 通院している	[病院名]	[主治医]
	[通院理由] ・糖尿病 ・高血圧 ・高脂血症 ・心臓病 ・呼吸器疾患 ・透析 ・その他 () <<服薬名: _____>>	
2 妊娠している(女性)	[病院名]	[主治医]
3 体が不自由である	[症状]	
	<<障害手帳>> 有 ・ 無	<<介護認定>> 無 ・ 要支援 ・ 要介護 ()

◆感染者との濃厚接触の有無について（該当するものに○）

1 感染者と接触した	[最終接触時期] 令和 年 月 日頃
2 感染が確認されて自宅療養中	[療養開始時期] 令和 年 月 日頃

◆症状について（該当するものに○）

1 熱がある	() 日前から () 度 () 分 程度
2 風邪の症状がある	咳 鼻水 頭痛 のど痛み 関節痛 寒気 その他 ()
3 息苦しさや強いだるさがある	[症状]
4 味覚、臭覚に異常を感じる	[症状]
5 皮膚の異常(かゆみや発疹)がある	[症状の部位]
6 胃腸症状がある	下痢 腹痛 嘔吐 その他 ()
7 特になし	

◆その他（意見等などありましたら、ご記入ください）

以上で記入は終わりです。ありがとうございました。

記入例

※太枠は職員が記入します

健康状態チェックカード

※下記の項目にご記入をお願いします。

関係機関と連携を図り、対応することに同意いたします。

※避難所での緊急対応以外に使用いたしません。

受付番号	令和 年 月 日 ()
	[特記事項]

支援が必要な場合など、特記事項はこの欄に記載

ふりがな		生年月日	T・S・H・R 年 月 日
氏名		年齢	(歳)
住所	連絡先[携帯]	性別	受付時に検温した体温
		体温	度 分
		車両番号(車種)	

非常時用にかける携帯電話

車で避難した場合、車両番号と車種を記載

◆現状について (該当するものに○)

1 通院している	[病院名]	[主治医]
	・高脂血症 ・心臓病 ・呼吸器疾患 ・その他 ()	
	《服薬名: _____》	
2 妊娠している(女性)	[病院名]	[主治医]
3 体が不自由である	[症状]	
	《障害手帳》 有 ・ 無	《介護認定》 無 ・ 要支援 ・ 要介護 ()

該当するものがあれば、症状の確認を行う。必要に応じて、主治医に連絡する。

◆感染者との濃厚接触の有無について (該当するものに○)

1 感染者と接触した	年 月 日頃
2 感染が確認された	年 月 日頃

この欄に記入された方は、保健所の連絡は必須(本人)。対応を確認すること。

◆症状について (該当するものに○)

1 熱がある	()分程度
2 風邪の症状がある	寒気 その他 ()
3 息苦しさや強いだるさがある	[症状]
4 味覚、臭覚に異常を感じる	[症状]
5 皮膚の異常(かゆみや発疹)がある	[症状の部位]
6 胃腸症状がある	下痢 腹痛 嘔吐 その他 ()
7 特になし	

この欄に一つでも○があった方は、保健所に連絡をし、対応を確認すること(本人)。

◆その他(意見等などありましたら、ご記入ください)

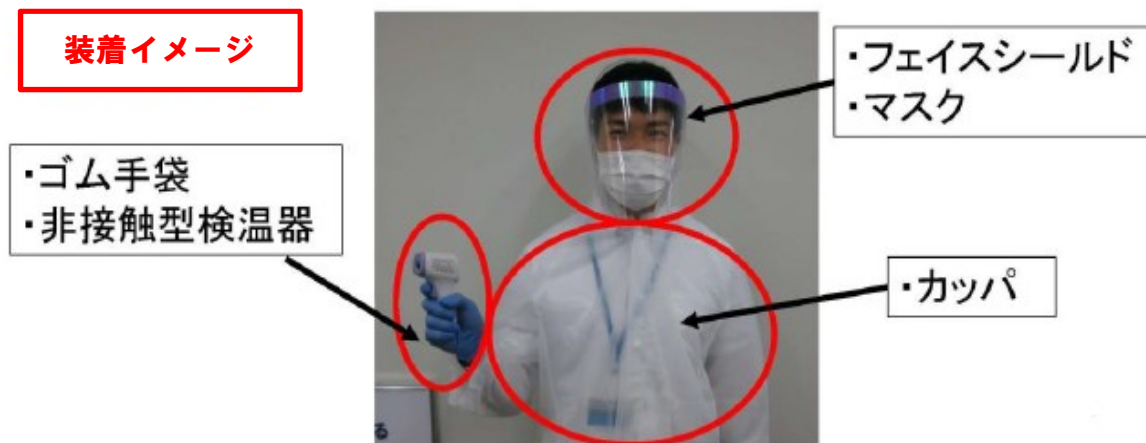
--

この欄に記載があれば、内容を確認し、回答が必要な場合は、確認して対応する。

以上で記入は終わりです。ありがとうございました。

[避難者で発熱(体調不良も含む)の症状が出た場合の対応]

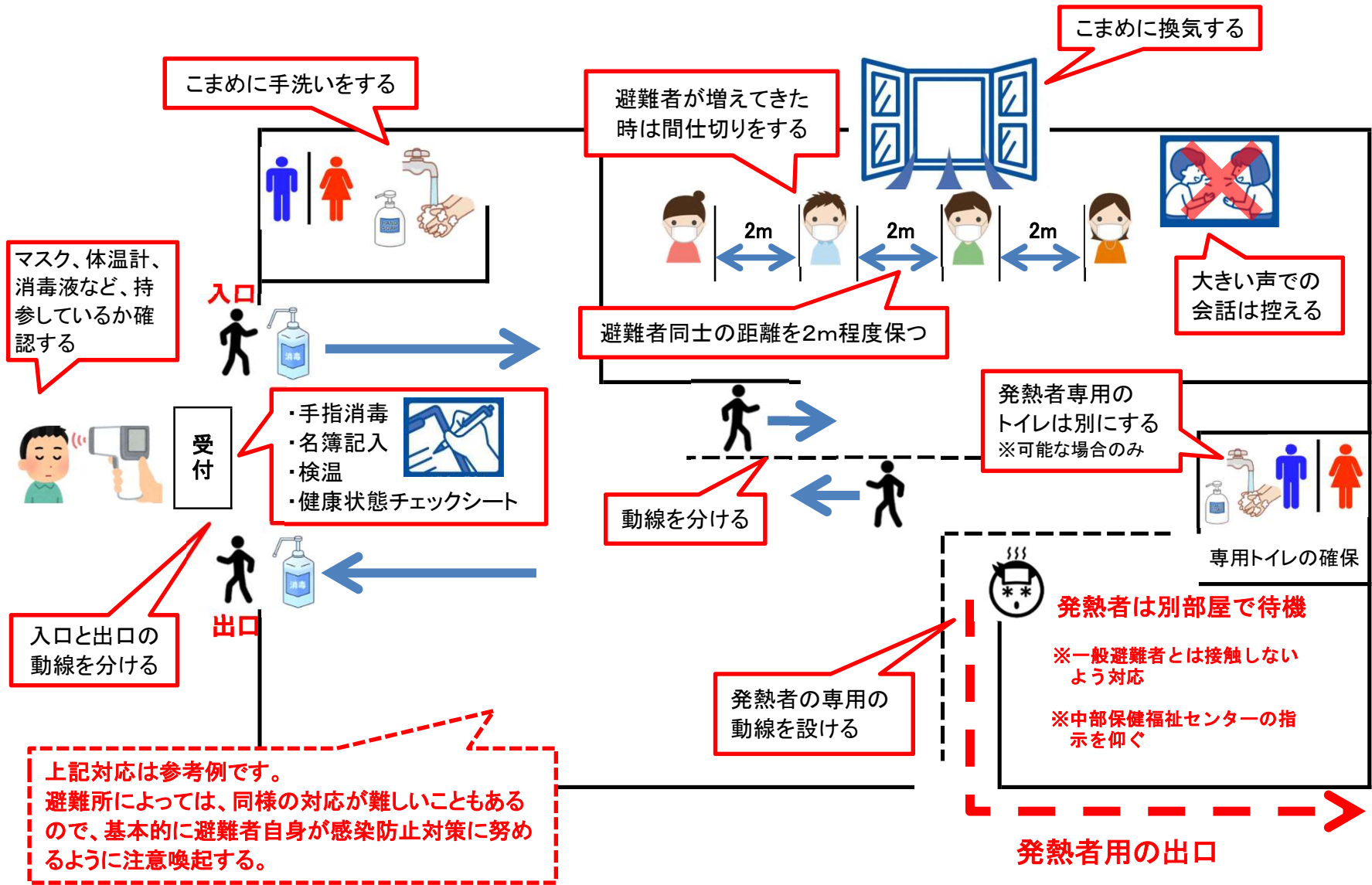
- ・発熱者が出た場合、まず、検温を行い、症状の確認を行う。
- ・発熱者を別の部屋に誘導する。別部屋が確保できない場合は、間仕切り等において、他の方との接触がないよう対応する。
- ・能登中部保健福祉センターへ連絡し、指示を仰ぐ。
- ・対応する職員は、マスク、手袋、カッパ、フェイスシールドをつけて、対応する。



<実施事項>

- ① 手指を消毒する。
- ② マスクを鼻の形に併せて装着する。
- ③ 手袋を装着する。手袋をした手で顔を触らないよう注意する。
- ④ 片方の手袋を脱ぐ。内側（清潔部分）に触れないように注意する。
- ⑤ 脱いだ手袋の内側部分でもう片方の手袋を脱ぐ。
- ⑥ 感染性廃棄物入れに距離を保って捨てる。
- ⑦ マスクを脱ぐ前に手指消毒をする。
- ⑧ マスクのゴム部分をもってマスクを外す。マスク本体には触れないよう留意。
- ⑨ 感染性廃棄物入れに距離を保って捨てる。

新型コロナウイルス感染症対応 避難所イメージ図 < 大雨等による一時避難時 >



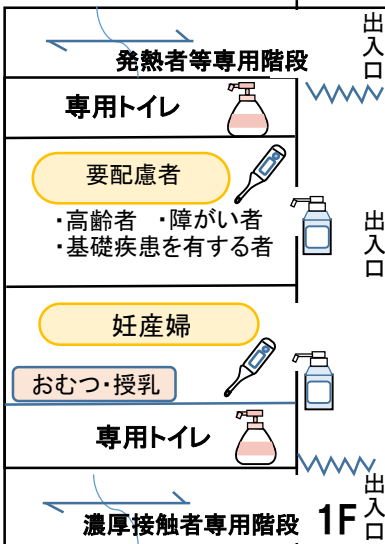
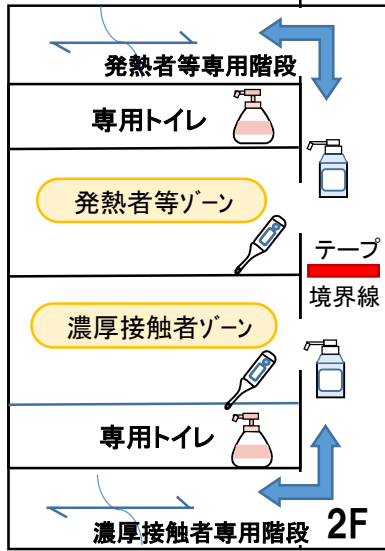
[長期にわたる避難対応(例)]

- ・ 国が示した避難所レイアウト図(例) <避難受付時>
- ・ 国が示した避難所レイアウト図(例) <避難受付以降>
- ・ 国が示した避難滞在スペースのレイアウト(例)
- ・ 国が示した濃厚接触者専用室のレイアウト(例)

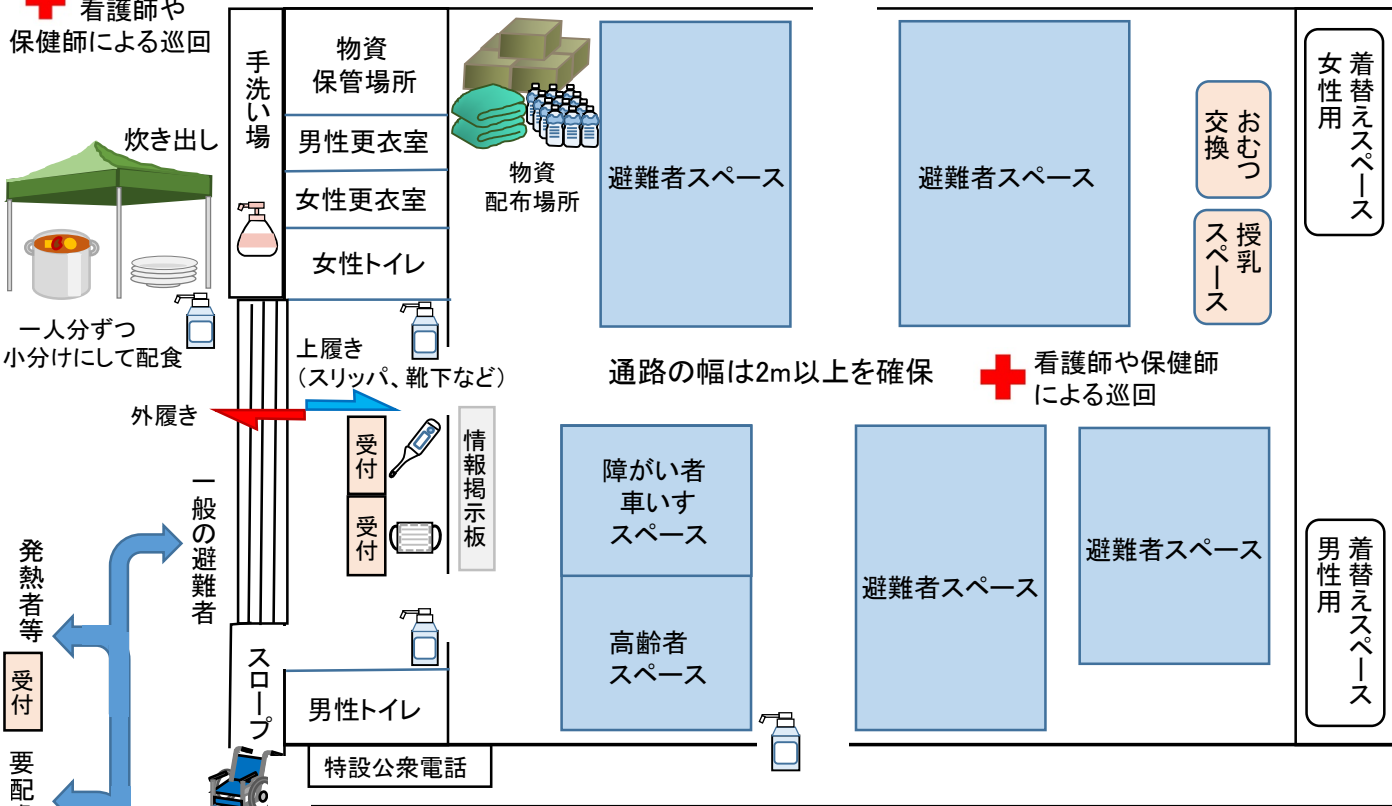
新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

R2. 6. 10
第2版

＜専用スペース＞



＜集合スペース＞



専用階段、専用トイレの確保をする。(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な人との兼用は不可。)

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

軽症者等 (一時的)

- 軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法を決め、本人に伝えておくことが重要です。

軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと思われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。

同一建物の場合、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

看護師や保健師による巡回

炊き出し
一人分ずつ小分けにして配食

発熱者等

受付

要配慮者

受付

濃厚接触者

受付

受付

受付

＜集合スペース＞



受付等のテントについては、建物の窓の付近に設置しないよう留意する。



避難者

(マスク・体温計・上履き・ゴミ袋持参)

受付時でのチェック

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳等、体調の確認
- 要配慮等の確認 など

用意するもの

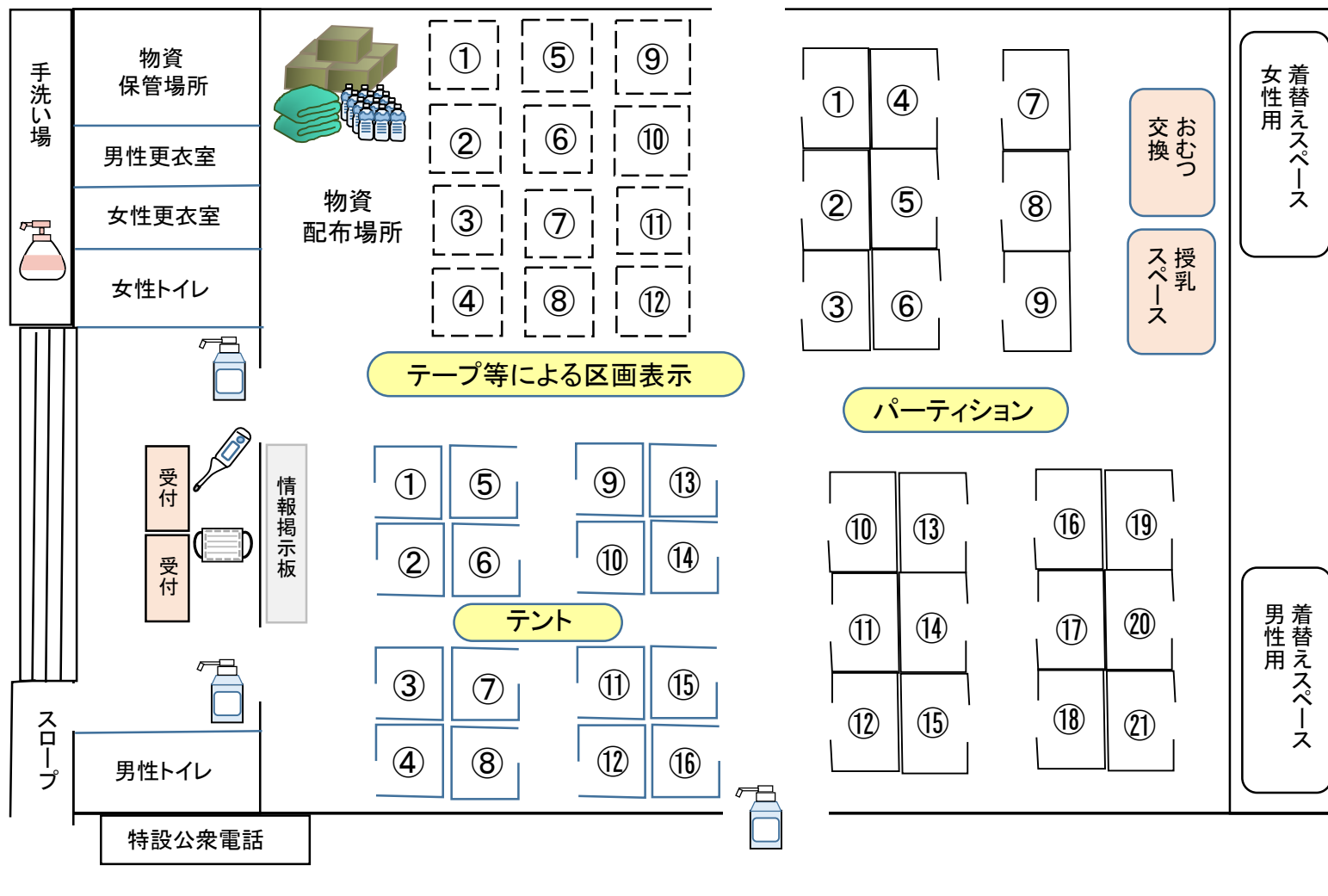
- ・体温計(非接触型)
- ・アルコール消毒液(手指用)
- ・次亜塩素酸溶液
- ・ハンドソープ、ウェットティッシュ
- ・フェイスシールド
- ・ビニールシート
- ・使い捨て手袋 など
- ・マスク

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

- テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。

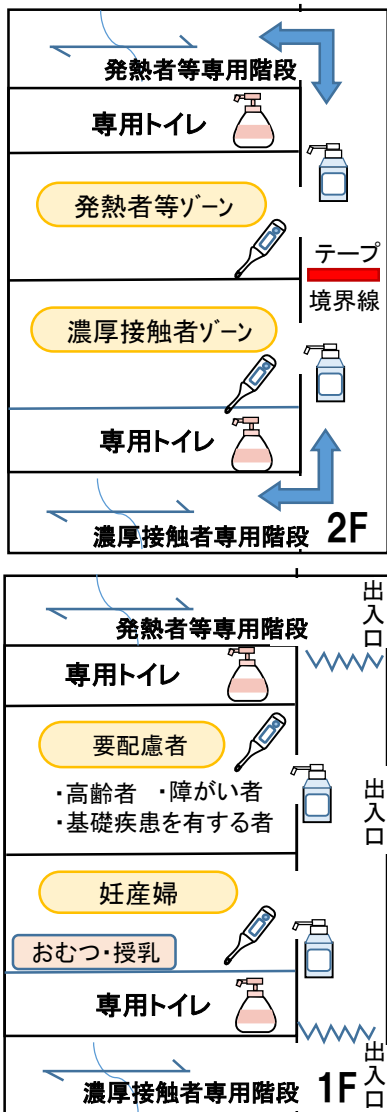


新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2. 6. 10
第2版

〈専用スペース〉

専用階段、専用トイレの確保する。
(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。)
(健康な人との兼用は不可)



軽症者等 (一時的)

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。
・同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することが適当でないことに留意する。

看護師や保健師による巡回

〈集合スペース〉

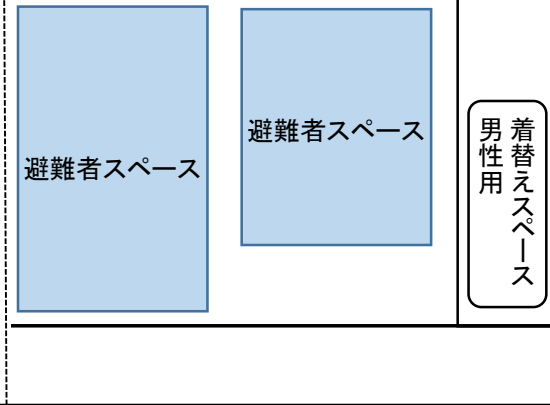


発熱者経路 (Feverish person route)

避難者スペース



看護師や保健師による巡回



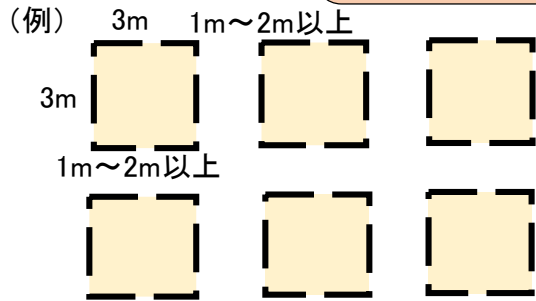
※必要に応じて発熱者の家族及び同居者用の専用スペースを確保することを検討

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

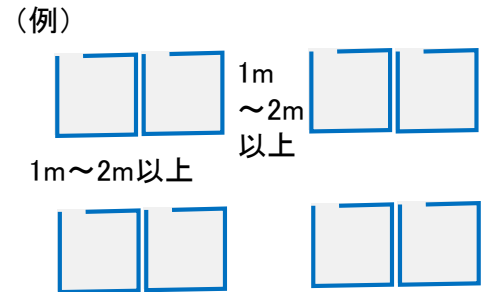
- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示



- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける
- ※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

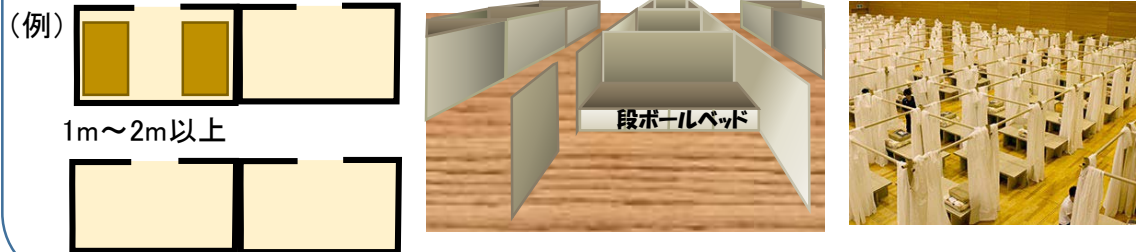
テントを利用した場合



- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。

パーティションを利用した場合

○ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

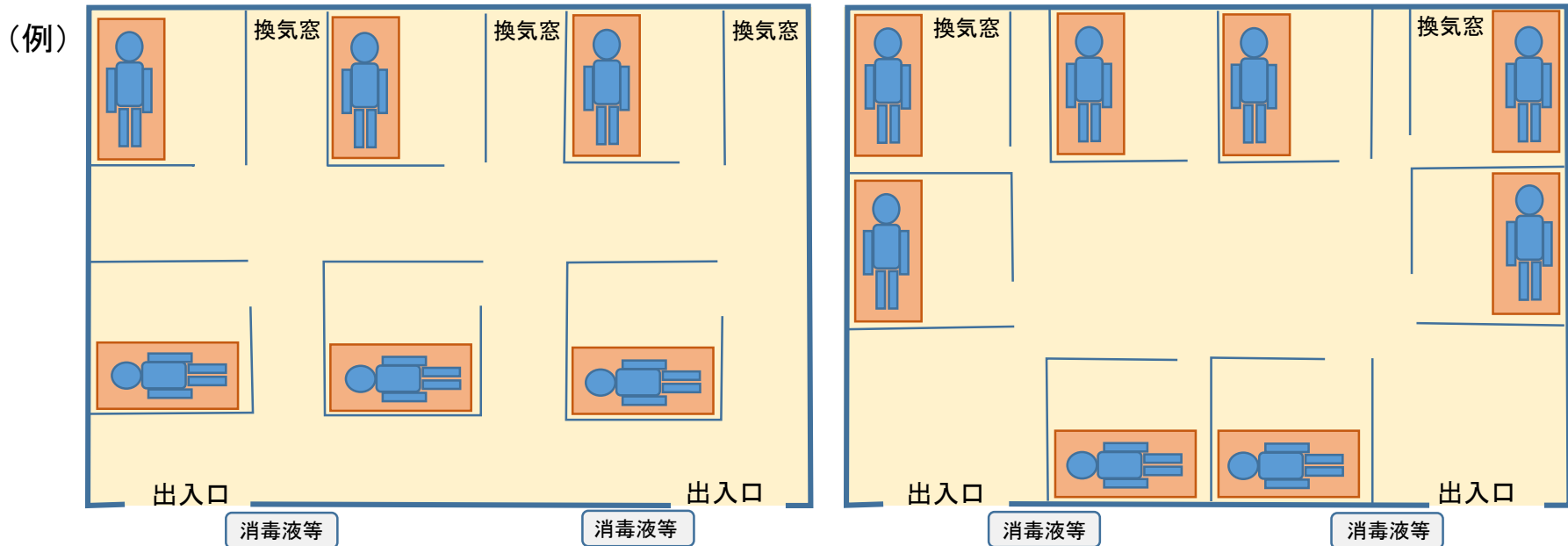


※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

[避難所での啓発掲示物]

- ・ 手洗い、咳エチケット、マスク着用のチラシ
- ・ エコノミークラス症候群の予防チラシ



新型コロナウイルス感染症対策

《避難所における対応》

皆さん一人ひとりが
心掛けましょう！



新型コロナウイルス感染症対策

《避難所における対応》

皆さん一人ひとりが
心掛けましょう！



感染症対策 へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんを
つけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



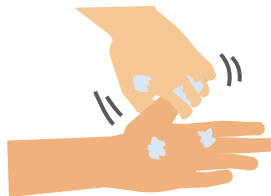
指先・爪の間を念入りにこすります。

4



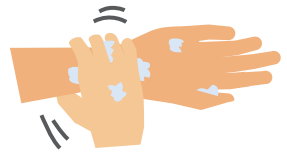
指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

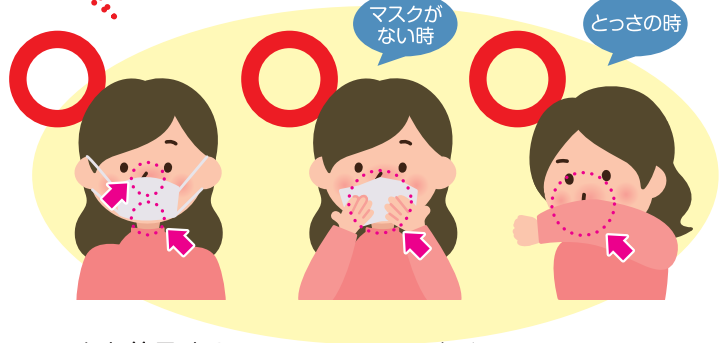
3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



エコミークラス症候群の予防のために

○ エコミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり(血栓)が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

○ 予防のために心掛けると良いこと

予防のためには、

- ① ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
 - ② 十分にこまめに水分を取る
 - ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
 - ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
 - ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
 - ⑥ 眠るときは足をあげる
- などを行いましょう。

○ 予防のための足の運動

